

砂川市条例第30号
令和7年12月11日

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- （7）住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者に係る事務を処理するためにその者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。
- （8）住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。
- （9）住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第4条第1項中「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- （2）別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- （3）市の執行機関が行う特定個人番号利用事務
- （4）市の執行機関が住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務

第4条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報をあって自ら保有するものを利用することができる。

別表第1（第4条関係）に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）及び別表第3（第5条関係）を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	砂川市福祉医療費助成条例（昭和24年法律第283号）による身体障害者福祉法	（昭和24年法律第283号）による身体障害者福祉法

	例による重度心身障害者 の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	砂川市福祉医療費助成条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	砂川市福祉医療費助成条例によるひとり親家庭の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

			住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による 住登外者の情報の管理に関する事 務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの

附 則

この条例は、令和8年2月9日から施行する。